

藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画の策定について (最終報告)

令和6年4月施行の「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（改正建築物省エネ法）」において、再生可能エネルギー利用設備（以下「再エネ設備」という。）の設置の促進のため「建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度（以下「本制度」という。）」が新たに創設されました。

本制度は、市町村が「建築物再生可能エネルギー利用促進計画（以下「促進計画」という。）」を策定することで、促進計画で定めた区域内において、建築士から建築主への再エネ設備導入効果の説明義務や、建築基準法に係る形態規制（容積率制限、建蔽率制限、絶対高さ制限）の緩和など、再エネ設備の設置促進につながる措置を講ずることが可能となります。

本市では、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとするため、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」において、2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指しており、国内の総エネルギー消費量のうち約3割を占める建築分野においても、再エネ設備の積極的な活用が必要不可欠であることから、「藤沢市建築物再生可能エネルギー利用促進計画」を策定するものです。

1. 令和6年9月以降の主な取組

- 令和6年 9月 ・市議会定例会において素案の報告
10月 ・パブリックコメントの実施
・市民説明会の開催（本庁舎・善行市民センター）
令和7年 1月 ・パブリックコメントにおける意見等の公表
2月 ・市議会定例会
「藤沢市建築基準等に関する条例の一部改正」の上程

2. パブリックコメント（市民意見公募）の実施結果

（1）実施概要

実施期間	令和6年10月9日から11月7日まで
提出件数	32人 50件

（2）意見の分類

項目	意見件数※
ご意見を踏まえ、制度に反映するもの	14
趣旨が既に制度に含まれているもの、または既に想定していたもの	10
制度に関するご意見で、今後の参考とさせていただくもの	11
その他	9
制度に賛同しているもの	22
制度に反対しているもの	1

※ パブリックコメントの提出件数1件に複数の意見が記載されている場合があるため、提出件数と意見件数の合計が異なります。

(3) 主なご意見と市の考え方

主な意見の内容	市の考え方	件数
①省エネ・断熱性能に関する説明義務について		
2025年から新築では断熱等級4が義務化されるが、2050年までの目標を考えると、等級4では足りない。2030年には断熱等級5が義務化される。再エネ設備導入効果の説明義務に加えて、「建物の断熱性能」についても建築士から建築主への説明義務になると、より一層藤沢市の温室効果ガス削減につながる。「建物の断熱性能」について説明する義務を課してほしい。	建築物を建築するタイミングで、省エネ性能についても建築主が情報を得られれば、建築物の高断熱化の一助になると考えられることから、 <u>再エネ設備に関する説明要否の意思確認時に使用するリーフレットに「省エネ性能が向上することによるメリット」等について情報を掲載し、再エネ設備の説明と合わせての情報提供を建築士にお願いする予定です。</u>	12
②説明の内容について		
建築士から建築主への説明内容に、「国や市も温室効果ガス削減目標を達成するためには再エネを増やす必要がある」「藤沢市の再エネのポテンシャルがほとんど太陽光発電で、特に屋根置き太陽光発電である」などを含めてほしい。今まで知る機会のなかった人に啓発できるよい機会となる。	本市における再エネポテンシャルの状況等について、説明要否の意思確認時に使用するリーフレットへの掲載を検討いたします。	2
③説明結果の報告について		
説明結果について建築士から藤沢市へ報告する制度を追加してほしい。説明義務制度が建築士の裁量に任せていることは制度としてリスクがあると感じる。 また、説明の結果を分析することで、藤沢市の再エネ・省エネの普及に向けた新たな施策の展開に繋がれると考える。	説明結果の報告制度については、説明義務制度により実務の負担が増えることになる建築士のご理解とご協力の上で成り立つものであることから、実施に向けては <u>簡易なアンケートにより、実施状況等を把握できるような仕組みを建築士の方々からのご意見も踏まえて協議・検討してまいります。</u>	10

(詳細は別添資料2のとおり)

3. 素案からの主な変更点

ページ 項目等	変更点				
促進計画本編 16ページ 2-5 表2-3	変更前	表2-3 啓発及び普及に関する取組			
		項 目	内 容	説明義務制度に用いるリーフレットの作成・提供	建築士が建築主へ太陽光発電設備の導入効果等を説明する際に用いるリーフレットを作成します
	項 目	内 容			
	説明義務制度に用いるリーフレットの作成・提供	建築士が建築主へ太陽光発電設備の導入効果等を説明する際に用いるリーフレットを作成します			
	変更後	表2-3 啓発及び普及に関する取組			
		項 目	内 容	説明義務制度に用いるリーフレットの作成・提供	建築士が建築主へ再エネ設備の導入効果等を説明する際に用いるリーフレットを作成します
項 目		内 容			
説明義務制度に用いるリーフレットの作成・提供		建築士が建築主へ再エネ設備の導入効果等を説明する際に用いるリーフレットを作成します			
	※ <u>説明義務制度と合わせて、建築士から情報提供できるように、以下の項目を掲載します</u>				
	・市の再エネ設備の導入促進に関連する情報				
	・建築物の省エネ性能の向上に関連する情報				

(詳細は別添資料3のとおり)

4. 今後のスケジュール（予定）

- 令和7年 3月 ・促進計画の策定
 ・関係業界団体への説明会
 ・広報・ホームページ等にて周知・情報提供
- 4月 ・促進計画の運用開始

以上

(事務担当 計画建築部建築指導課)